

県立中部病院整備基本計画事前基礎調査業務委託 企画提案仕様書

第1 委託業務名

県立中部病院整備基本計画事前基礎調査業務委託

第2 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日までとする。

第3 業務目的

令和4年3月に策定した「県立病院ビジョン」において、県立中部病院の建替等に向けた取組を推進するとして、県立中部病院の果たす役割や医療機能等の在り方を整理した上で、将来の建替等について構想を策定し、同構想に基づき必要な対応を行うこととされた。

沖縄県病院事業局では、令和5年7月に「県立中部病院将来構想検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、県立中部病院が果たすべき役割・医療機能、南病棟の対応方針、施設全体の建替等について検討を行い、令和6年9月に「県立中部病院将来構想」（以下、「将来構想」という。）を策定した。

本委託業務においては、将来構想に基づき、建て替え場所は現地が適地であることを基本方針として、検討委員会での意見等を踏まえた病院事業全体の収支見通しやヘリポートの設置などの基礎調査等を行うことを目的とする。

第4 業務内容

施設規模、設置場所、各部門の配置等は、まだ決定していないため、本業務においては将来構想で検討した複数の現地建て替えパターンのうち、委託者が提示する3案について検証を行うこと。

1 基礎調査

(1) 収支見通し

① 病院事業全体の収支見通し

ア 各県立病院及び本庁の収支見通しとそれらをまとめた全体の収支見通しを作成すること

イ 収支見通しの期間は、2071年（令和53年度）までとすること

ウ 委託者が提示する今後の施設整備計画と償還計画を反映させること

エ 施設整備事業の財源の提案を行うこと

オ 県立中部病院収支見通しの改善等の提案を行うこと

(2) ヘリポート設置調査

周辺地域への騒音・風害等に関すること

(3) 現地建て替え工事に伴う影響調査

- ① 工期別（立体駐車場、増築棟Ⅰ、増築棟Ⅱ）かつ工種ごと（基礎工事、建築工事、内装工事）に工事仮設範囲の調査等を行うこと
- ② 調査の前提条件として各部門の配置を仮定し、上記工事仮設範囲の調査内容も踏まえ、各種車両・患者・職員の動線調査を行うこと。なお、ここで仮定する各部門の配置はあくまでも本調査の前提条件としてのみ取り扱う。

(4) 災害拠点病院における指定要件の適用調査

調査の前提条件として各部門の配置を仮定し、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース等の検証を行うこと。なお、ここで仮定する各部門の配置はあくまでも本調査の前提条件としてのみ取り扱う。

(5) 類似事例等情報収集

- ① 現地建て替え工事における対応状況に関すること
 - ア 医療機能
 - イ 騒音・粉塵
 - ウ 安全対策
 - エ その他
- ② 建物高層化に伴うエレベーター移動等の影響に関すること

(6) マーケットサウンディング調査

整備手法や建築事業費、建設スケジュール等について、設計業者及び施工業者の複数社に対して、市場調査や情報収集等を行うこと

2 会議・打ち合わせ等の開催・運営等

- (1) 事務局打ち合わせ（月2回程度）
- (2) その他委託者が必要と認める会議等

3 会議・打ち合わせ資料等作成

- (1) 会議・打ち合わせの日程調整
- (2) 会議・打ち合わせ資料の作成
- (3) 会議・打ち合わせ記録の作成及び意見の整理

4 スケジュール管理支援

業務を遂行する上で、全体スケジュールの管理を行うこと

5 その他、委託業務の実施にあたって必要な事項

委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、効果的・効率的な実施となるようオンラインの活用等も併せて検討すること。

また、具体的な事項や新たに生じた課題等について、委託者と受託者、双方協議の上で対応を行うこと。

第5 実施体制

委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、委託者との調整窓口となる者を配置するなど、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。

第6 成果物

- 1 本業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。
 - (1) 委託業務報告書A4版（5部）
 - (2) その他委託者が必要と認める書類等
 - (3) 上記(1)及び(2)の電子データ
- 2 提出期限は、令和7年3月24日（月）とする。なお、別途、委託者が期日を定めて納品を求めた場合には、委託者の指示に従うものとする。
- 3 成果物の著作権及び所有権は、委託者に帰属するものとする。
- 4 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、漏えいしてはならない。
- 5 委託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第7 企画提案書の内容

- 1 上記「第4 業務内容」のほか、業務開始を令和6年11月と仮定して、成果報告までの実施体制及びスケジュール、業務目的に沿った効果的な提案（その理由も含む）などを記載すること。
- 2 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについては、以下のとおりとする。
 - (1) 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
 - (2) A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。
 - (3) プレゼンテーションの時間については、応募者数によるため、参加者を確定後に通知するものとする。

第8 留意事項

- 1 企画提案にあたっては、調査の効率性や調査結果の有用性を十分に考慮したものとすること。また、県外調査等は、効率性、費用、得られる成果などを考慮した上で提案すること。
- 2 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- 3 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、委託者と事前に協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- 4 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

第9 再委託の禁止について

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、委託者が契約の主たる部分と決定した業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請負わせることのできる業

務等の範囲は以下のとおりとする。

- 再委託により履行することのできる業務の範囲
 - 契約金額の50%を超えない業務
 - その他、委託者が再委託により履行できると決定した業務

4 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

- その他、簡易な業務の範囲
 - 資料の収集・整理
 - 複写・印刷・製本
 - 原稿・データの入力及び集計
 - その他、委託者が簡易と決定した業務

第10 協議について

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合については、委託者と協議し、委託者の意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。